

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 平成28年9月30日
- 【発行者の名称】 株式会社イー・カムトゥルー
(E-COMETRUE Inc.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 正巳
- 【本店の所在の場所】 札幌市中央区南一条東一丁目3番地
- 【電話番号】 011-271-4761
- 【事務連絡者氏名】 管理部 開示担当 若山 尚文
- 【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【電話番号】 03-3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称:株式会社証券保管振替機構
住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社イー・カムトゥルー
<http://www.e-cometrue.com>
株式会社東京証券取引所
<http://www.jpx.co.jp>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間		自 平成26年 1月1日 至 平成26年 6月30日	自 平成27年 1月1日 至 平成27年 6月30日	自 平成28年 1月1日 至 平成28年 6月30日	自 平成26年 1月1日 至 平成26年 12月31日	自 平成27年 1月1日 至 平成27年 12月31日
売上高	(千円)	140,319	131,240	143,722	332,613	319,952
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△14,733	△21,325	1,658	4,641	△10,886
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△)	(千円)	△14,539	△21,705	1,278	5,046	△11,646
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△15,113	△21,705	1,278	3,538	△11,646
資本金	(千円)	147,400	160,440	165,940	152,440	165,440
発行済株式総数	(株)	627,100	695,100	722,600	655,100	720,100
純資産額	(千円)	14,128	37,154	59,492	42,860	57,213
総資産額	(千円)	171,154	189,496	206,707	211,170	226,887
1株当たり純資産額	(円)	22.53	53.45	82.33	65.43	79.45
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は1株当たり中間(当期) 純損失金額(△)	(円)	△23.90	△32.54	1.78	8.16	△17.08
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額	(円)	—	—	1.64	7.21	—
自己資本比率	(%)	7.7	19.6	28.8	20.3	25.2
自己資本利益率	(%)	—	—	2.2	18.4	—
株価収益率	(倍)	—	—	203.4	46.7	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△14,647	△5,970	18,920	△7,724	34,941
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△14,859	△20,263	△16,252	△33,500	△54,873
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△7,334	8,036	△6,956	△5,010	10,080
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高	(千円)	35,148	7,556	11,614	25,754	15,902
従業員数	(人)	27	23	18	27	27

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成26年2月3日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年3月10日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益金額又は1株当たり中間（当期）純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 第15期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。第16期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第15期中間連結会計期間については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。第16期中間連結会計期間については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。また、第16期については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。
6. 第15期中間連結会計期間の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、また、第16期中間連結会計期間については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。第16期については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であります。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規程に基づき、第15期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）及び第16期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の連結財務諸表について監査法人元和の監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき第15期中間連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の中間連結財務諸表について優成監査法人の監査を、第16期中間連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）及び第17期中間連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の中間連結財務諸表について監査法人元和の監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成28年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
SaaS型店舗管理システム事業	12
その他事業	4
全社（共通）	2
合計	18

（注）1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

（2）提出会社の状況

平成28年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18	40.9	6.0	4,199

セグメントの名称	従業員数（人）
SaaS型店舗管理システム事業	12
その他事業	4
全社（共通）	2
合計	18

（注）1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

（3）労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、政府による各種経済政策により企業の業況感の改善が進み、設備投資や雇用は回復傾向にあり、物価は穏やかながらも上昇いたしました。一方で、新興国の経済の減速に伴う世界経済の不透明な状況が続いております。

当社グループが営業を営む国内クラウドサービス市場では、2014年度における国内市場全体は、前年度比23.8%増の7,749億円となり、2019年度には2兆円を超える市場規模に拡大すると推測されております(「国内クラウド市場は2019年度に2兆円を超える」株式会社MM総研2015年9月24日公表による。)

このような環境の中で、当社グループでは低額な投資で導入可能なタブレットPOSレジシステム及び勤怠管理サービス等を提供するSaaS型店舗管理システム事業及びその他事業として特定労働者派遣事業・FC本部立ち上げ支援事業並びに連結子会社であるイーカム・ワークス株式会社にて、顧客企業の集客支援を行うマーケティング支援事業を展開してまいりました。

当中間連結会計期間における業績は、主力サービス「Win-Board.biz」をメインとしたSaaS型店舗管理システム事業は概ね予算数値で推移しましたが、その他事業において、マーケティング支援事業が当初予算を下回ることとなり、売上高は計画を下回る結果となりました。一方、販売費及び一般管理費の見直しを行う等のコスト削減効果により、利益予算は達成することができました。

以上の結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高143,722千円(前年同期比9.5%増)、営業利益3,181千円(前年同期は営業損失19,430千円)、経常利益1,658千円(前年同期は経常損失21,325千円)、親会社株主に帰属する中間純利益1,278千円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失21,705千円)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

① SaaS型店舗管理システム事業

当社グループにおけるSaaS型店舗管理システム事業は平成15年8月より多店舗展開を図る事業者向けに「Win-Board.biz」というサービス名称で、サービスを展開しております。店舗のPOSレジ・パソコン・バーコードリーダー等を利用し、出退勤情報・売上情報・受発注情報等の店舗システムで発生した各種情報データを当社データセンターで受信し、店舗運営本部のデータベースへと展開いたします。当社データセンターでは、勤怠管理・売上管理はもとより顧客管理や稟議決済を含めた22種類のシステムを稼働させており、店舗及び運営本部からインターネット経由で当社データセンターにアクセスすることにより、これらシステムを利用することができる仕組みとなっております。

当中間連結会計期間のSaaS型店舗管理システム事業の売上は125,156千円(前年同期比5.6%増)、セグメント利益は39,349千円(同78.2%増)となりました。

② その他事業

当社グループでは当社の取引先企業に対し、主にシステムエンジニアの派遣を行う特定労働者派遣事業及びFC本部立ち上げ支援事業並びに連結子会社であるイーカム・ワークス株式会社が顧客企業店舗への集客支援を行うマーケティング支援事業を展開しております。

当中間連結会計期間のその他事業の売上は18,566千円(同45.7%増)、セグメント損失は5,892千円(前年同期は4,205千円の損失)の損失となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は11,614千円となり、前連結会計年度末に比べ4,287千円の減少となりました。

当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は18,920千円（前年同期は5,970千円の使用）となりました。これは主として、売上債権の減少15,490千円、税金等調整前中間純利益1,658千円により、資金が流入したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は16,252千円（同20,263千円の使用）となりました。これは無形固定資産の取得による支出16,252千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は6,956千円（同8,036千円の獲得）となりました。これは、株式の発行による収入1,000千円があった一方、短期借入金の減少5,964千円及び長期借入金の返済による支出1,992千円があったことなどによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
SaaS型店舗管理システム事業	9,917	74.5	9,234	—
その他事業	3,500	—	—	—
合計	13,417	100.5	9,234	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月 30日)	前年同期比 (%)
SaaS型店舗管理システム事業 (千円)	125,156	105.6
その他事業 (千円)	18,566	145.7
合計 (千円)	143,722	109.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 6月 30日)		当中間連結会計期間 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月 30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社 L E O C	14,554	11.1	11,001	7.7

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券(株)を平成 25 年 10 月 7 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 25 年 12 月 25 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、

法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式

若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、中間決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これら見積りと異なる場合があります。

（2）当中間連結会計期間の財政状態の分析

当中間連結会計期間末における資産総額は、前連結会計年度末に比し20,179千円減少し206,707千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比し19,186千円減少し84,971千円となりました。

主な要因は、売掛金が15,490千円、現金及び預金が4,287千円減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比し992千円減少し121,736千円となりました。

主な要因は、ソフトウェア仮勘定が12,252千円増加しましたが、ソフトウェアが12,910千円減少したことによるものであります。

当中間連結会計期間末における負債総額は、前連結会計年度末に比し22,458千円減少し147,215千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比し21,378千円減少し127,643千円となりました。

主な要因は、買掛金が16,794千円、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金が6,876千円減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比し1,080千円減少し19,572千円となりました。

これは、長期借入金が1,080千円減少したことによるものであります。

当中間連結会計期間末における純資産は前連結会計年度末に比し2,278千円増加し59,492千円となりました。

主な要因は、株式の発行により資本金が500千円、資本剰余金が500千円、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益により1,278千円増加したことによるものであります。

（3）当中間連結会計期間の経営成績の分析

当中間連結会計期間における経営成績の概要については、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フロー」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末現在発行数 (株) (平成28年 6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (平成28年 9月30日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,000,000	1,277,400	722,600	722,600	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,000,000	1,277,400	722,600	722,600	—	—

(注) 平成28年6月30日、第三者割当により発行済株式総数は2,500株増加し、722,600株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成26年2月3日臨時株主総会決議）

区分	中間連結会計期間末現在 (平成28年6月30日)	公表日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,680(注)1	3,680(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368,000(注)2、4	368,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)3、4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月20日 至 平成36年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300(注)4 資本組入額 150(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合には、取締役会の決議で認める者に限り、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った日の翌日から1年以内(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって当社は次の算式により付与株式数を調整しております。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価格は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、行使価額は、次の算式によ

り調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{rcccl}
 & \text{既発行} & & \text{調整前} & & \text{新規発行} & & \text{1株当たり} \\
 & & \times & & + & & \times & \\
 \text{調整後} & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\
 \text{行使価額} & = & & & & & & \\
 & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} & &
 \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

- 平成26年2月3日開催の取締役会決議において、平成26年3月10日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数 残 高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残 高 (千円)	資本準備金 増 減 額 (千円)	資本準備金 残 高 (千円)
平成28年6月30日 (注)	2,500	722,600	500	165,940	500	80,240

(注) 平成28年6月30日、第三者割当により発行済株式総数は2,500株増加し、722,600株となっております。

発行価格	400円
資本組入額	200円
発行価額の総額	1,000,000円
資本組入額の総額	500,000円

割当先	株数
岩野圭二	2,500株
合計	2,500株

(6) 【大株主の状況】

平成28年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式 数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社E G S (注) 1	東京都中央区八丁堀3丁目13-1	195,300	27.03
ジェイウイング・キャピタル株式会社 (注) 3	東京都千代田区神田須田町1丁目8-3	100,000	13.84
浅田一憲	札幌市清田区	75,000	10.38
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	50,000	6.92
株式会社フロント・プラス	東京都千代田区神田須田町1丁目8-3	50,000	6.92
石井友二	東京都杉並区	35,000	4.84
株式会社丸千代山岡家	札幌市東区東雁来七条1丁目4-19	28,000	3.87
池田俊道 (注) 2	東京都北区	20,000	2.77
小野寺裕司	東京都目黒区	16,000	2.21
大場淑郎	東京都千代田区	15,000	2.08
計	—	584,300	80.86

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長が取締役を兼務する会社)

2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役が代表取締役を兼務する会社)

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 722,600	7,226	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	722,600	—	—
総株主の議決権	—	7,226	—

- (注) 1. 平成26年2月3日開催の取締役会決議により、株式の分割に伴い平成26年3月10日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。これにより、完全議決権株式(その他)及び発行済株式総数の株式数は620,829株増加し、それぞれ627,100株となっております。
2. 平成26年2月3日開催の取締役会決議により、株式の分割に伴い平成26年3月10日を効力発生日として、当社定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしております。
3. 平成26年12月26日を払込期日とする第三者割当により発行済株式総数は28,000株増加し、655,100株となっております。
4. 平成27年4月30日を払込期日とする第三者割当により発行済株式総数は35,000株増加し、690,100株となっております。
5. 平成27年6月30日を払込期日とする第三者割当により発行済株式総数は5,000株増加し、695,100株となっております。
6. 平成27年12月21日を払込期日とする第三者割当により発行済株式総数は25,000株増加し、720,100株となっております。
7. 平成28年6月30日を払込期日とする第三者割当により発行済株式総数は2,500株増加し、722,600株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 平成28年1月から6月については、売買実績がありません。

3【役員の状態】

平成28年3月31日の発行者情報の提出後、当発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

4【関連当事者取引】

「第6【経理の状態】【中間連結財務諸表等】（1）【中間連結財務諸表】【関連当事者情報】」に記載のとおりであります。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人元和により中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,902	11,614
売掛金	86,614	71,123
仕掛品	1,893	420
その他	10,116	11,699
貸倒引当金	△10,368	△9,886
流動資産合計	104,158	84,971
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	341	341
減価償却累計額	△283	△287
建物附属設備（純額）	58	53
工具、器具及び備品	5,058	5,058
減価償却累計額	△4,519	△4,640
工具、器具及び備品（純額）	538	418
有形固定資産合計	596	472
無形固定資産		
ソフトウェア	107,194	94,284
ソフトウェア仮勘定	4,515	16,767
のれん	583	483
その他	46	46
無形固定資産合計	112,340	111,582

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	5,000	5,000
敷金及び保証金	4,364	4,364
その他	542	432
貸倒引当金	△115	△115
投資その他の資産合計	9,792	9,681
固定資産合計	122,729	121,736
資産合計	226,887	206,707

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,681	7,886
短期借入金	81,500	75,536
1年内返済予定の長期借入金	6,504	5,592
未払金	19,586	17,755
未払法人税等	1,204	2,062
その他	15,545	18,811
流動負債合計	149,021	127,643
固定負債		
長期借入金	20,652	19,572
固定負債合計	20,652	19,572
負債合計	169,673	147,215
純資産の部		
株主資本		
資本金	165,440	165,940
資本剰余金	79,740	80,240
利益剰余金	△187,966	△186,687
株主資本合計	57,213	59,492
純資産合計	57,213	59,492
負債純資産合計	226,887	206,707

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
売上高	131,240	143,722
売上原価	83,534	74,742
売上総利益	47,706	68,980
販売費及び一般管理費	※ 67,136	※ 65,799
営業利益又は営業損失 (△)	△19,430	3,181
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	1
受取家賃	1,577	116
その他	156	199
営業外収益合計	1,736	317
営業外費用		
支払利息	2,147	1,826
貸倒引当金繰入額	1,483	—
その他	—	12
営業外費用合計	3,631	1,839
経常利益又は経常損失 (△)	△21,325	1,658
税金等調整前中間純利益 又は税金等調整前中間純損失 (△)	△21,325	1,658
法人税、住民税及び事業税	380	380
法人税等合計	380	380
中間純利益又は中間純損失 (△)	△21,705	1,278
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△21,705	1,278

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△21,705	1,278
中間包括利益	△21,705	1,278
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△21,705	1,278

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 6 月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	152,440	66,740	△176,319	42,860
当中間期変動額				
新株の発行	8,000	8,000		16,000
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△21,705	△21,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—
当中間期変動額合計	8,000	8,000	△21,705	△5,705
当中間期末残高	160,440	74,740	△198,025	37,154

	純資産合計
当期首残高	42,860
当中間期変動額	
新株の発行	16,000
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△21,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—
当中間期変動額合計	△5,705
当中間期末残高	37,154

当中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	165,440	79,740	△187,966	57,213
当中間期変動額				
新株の発行	500	500		1,000
親会社株主に帰属する中間純利益			1,278	1,278
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—
当中間期変動額合計	500	500	1,278	2,278
当中間期末残高	165,940	80,240	△186,687	59,492

	純資産合計
当期首残高	57,213
当中間期変動額	
新株の発行	1,000
親会社株主に帰属する中間純利益	1,278
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—
当中間期変動額合計	2,278
当中間期末残高	59,492

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	△21,325	1,658
又は税金等調整前中間純損失 (△)		
減価償却費	14,220	17,134
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,483	△482
受取利息及び受取配当金	△2	△1
支払利息	2,147	1,826
売上債権の増減額 (△は増加)	12,215	15,490
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,458	1,472
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,887	△16,794
その他	△5,863	319
小計	△3,470	20,624
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	△2,122	△1,705
法人税等の支払額	△380	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,970	18,920
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△243	—
無形固定資産の取得による支出	△20,020	△16,252
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,263	△16,252
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	8,416	△5,964
長期借入金の返済による支出	△16,380	△1,992
株式の発行による収入	16,000	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,036	△6,956
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△18,198	△4,287
現金及び現金同等物の期首残高	25,754	15,902
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,556	※ 11,614

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

イーカム・ワークス株式会社

なお、イーカム・ワークス株式会社は、GENIXY株式会社より社名を変更しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4年～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用に用いるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社グループは、債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として発生時以降5年間の均等償却で行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)	
給与手当	21,002	千円	16,805	千円
役員報酬	8,090		9,365	
法定福利費	4,115		3,777	
旅費交通費	4,144		5,479	
支払手数料	7,447		11,925	
広告宣伝費	658		407	
地代家賃	4,490		2,524	
支払報酬	8,625		3,131	
貸倒引当金繰入額	—		△482	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
普通株式	655,100	40,000	-	695,100
合計	655,100	40,000	-	695,100

(注) 1. 平成27年4月30日、第三者割当により発行済株式総数は35,000株増加し、690,100株となっております。

2. 平成27年6月30日、第三者割当により発行済株式総数は5,000株増加し、695,100株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
普通株式	720,100	2,500	-	722,600
合計	720,100	2,500	-	722,600

(注) 平成28年6月30日、第三者割当により発行済株式総数は2,500株増加し、722,600株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
現金及び預金	7,556 千円	11,614 千円
現金及び現金同等物	7,556 千円	11,614 千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

前連結会計年度（平成27年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	15,902	15,902	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	86,614 △3,649		
	82,965	82,965	—
資産計	98,867	98,867	—
(1) 買掛金	24,681	24,681	—
(2) 未払金	19,586	19,586	—
(3) 短期借入金	81,500	81,500	—
(4) 未払法人税等	1,204	1,204	—
(5) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	27,156	27,149	△6
負債計	154,127	154,120	△6

当中間連結会計期間（平成28年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,614	11,614	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	71,123 △3,166		
	67,956	67,956	—
資産計	79,570	79,570	—
(1) 買掛金	7,886	7,886	—
(2) 未払金	17,755	17,755	—
(3) 短期借入金	75,536	75,536	—
(4) 未払法人税等	2,062	2,062	—
(5) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	25,164	25,147	△16
負債計	128,403	128,386	△16

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)
投資有価証券	5,000	5,000
敷金及び保証金	4,364	4,364
出資金	20	20

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成27年12月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額5,000千円）及び出資金（連結貸借対照表計上額20千円）を保有しておりますが、これらは市場価格がなく、時価を注記することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

当中間連結会計期間（平成28年6月30日）

その他有価証券

非上場株式（中間連結貸借対照表計上額5,000千円）及び出資金（中間連結貸借対照表計上額20千円）を保有しておりますが、これらは市場価格がなく、時価を注記することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

前中間連結会計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「SaaS型店舗管理システム事業」及び「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。

「SaaS型店舗管理システム事業」では、インターネット通信インフラを利用した売上管理、勤怠管理及び22種類のグループウェアの各システムの提供と、企業の情報システム開発部門が行っているシステムメンテナンス及び運用サポート業務等のアウトソーシング業務を組み合わせたSaaS型店舗管理システムとして「Win-Board.biz」の名称でサービスの提供を行っております。

「その他事業」では、顧客企業に対しシステムエンジニアの派遣を行う特定労働者派遣事業及びFC本部立ち上げ支援事業並びに連結子会社であるイーカム・ワークス株式会社が顧客企業の集客支援を行うマーケティング支援事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、中間連結損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	SaaS型店舗 管理システ ム事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	118,500	12,739	131,240	—	131,240
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	620	620	△620	—
計	118,500	13,359	131,860	△620	131,240
セグメント利益又は損失 (△)	22,077	△4,205	17,871	△37,302	△19,430
セグメント資産	182,291	2,165	184,456	5,039	189,496
その他の項目					
減価償却費 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	13,958	146	14,104	16	14,120
	20,263	—	20,263	—	20,263

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額は、事業セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (3) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る全社資産であります。
 - (4) その他の項目のうち、減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	SaaS型店舗 管理システ ム事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	125,156	18,566	143,722	—	143,722
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	500	500	△500	—
計	125,156	19,066	144,222	△500	143,722
セグメント利益又は損失 (△)	39,349	△5,892	33,457	△30,276	3,181
セグメント資産	199,131	2,542	201,674	5,033	206,707
その他の項目					
減価償却費 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,879	146	17,025	9	17,034
	16,252	—	16,252	—	16,252

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額は、事業セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

- (3) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る全社資産であります。
 - (4) その他の項目のうち、減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 6月 30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社LEOC	14,554	SaaS型店舗管理システム事業

II 当中間連結会計期間（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月 30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 6月 30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月 30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	SaaS型店舗管理システム事業	その他事業	合計
当中間期償却額	－	100	100
当中間期末残高	－	683	683

当中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	SaaS型店舗管理システム事業	その他事業	合計
当中間期償却額	－	100	100
当中間期末残高	－	483	483

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

関連当事者との取引

中間連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	上田正巳	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 間接 27.0	当社の 銀行借 入に対 する債 務被保 証	銀行借 入に対 する債 務被保 証 (注)	100,700	—	—
						リース 取引に 対する 被保証	リース 取引に 対する 被保証 (注)	2,740	—	—

(注) 当社は、銀行借入及びリース債務に対して、当社代表取締役上田正巳より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)
1株当たり純資産額 79.45円	1株当たり純資産額 82.33円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	57,213	59,492
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	57,213	59,492
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	720,100	722,600

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額 又は1株当たり中間純損失金額(△) (算定上の基礎)	△32円54銭	1円78銭
親会社株主に帰属する中間純利益金額 又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(△) (千円)	△21,705	1,278
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	△21,705	1,278
普通株式の期中平均株式数(株)	667,117	720,114
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	—	1円64銭
中間純利益調整額	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 新株予約権(株)	—	61,333
普通株式増加数	—	61,333
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1種類(新株予約権の数4,840個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 1種類(新株予約権の数3,680個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの、前中間連結会計期間については、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 9 月 29 日

株式会社イー・カムトゥルー

取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 星山 和彦 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イー・カムトゥルーの平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イー・カムトゥルー及び連結子会社の平成 28 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。